

コメント及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメント	金融庁の考え方
利益相反防止について		
1	<p>4-4-2-1-2 イ. f. i) で求められる利益相反防止措置における“グループ会社”に関しては以下の理解でよいか。</p> <p>PTS を運営する金融商品取引業者に注文を発注する証券会社にとって、当該金融商品取引業者がその証券会社の関連会社(財規第8条第5項)である場合や、両者が共通の持ち株会社の傘下にそれぞれ子会社または関連会社として置かれている場合などは、その証券会社の意志が当該金融商品取引業者の行為に影響を及ぼすことが想定されるため、それらの関係は本項のグループ会社に含まれる。</p>	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-4-2-1② イ. f. i) に規定されている「グループ会社」には、金融商品取引法第31条の4第3項及び第4項に規定されている親法人等及び子法人等に該当することとなる関連会社等(金融商品取引法施行令第15条の16第4項)も含まれるものと考えられますが、かかる関連会社等に必ずしも該当しないものであっても、「グループ会社」に該当する場合はあり得るものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、その具体的な範囲については、PTSにおける信用取引の取扱いに際して生じ得る利益相反を防止する観点から、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
2	<p>4-4-2-1-2 イ. f. i) の“実質的な資金・株券の提供者とならない”という点に関しては以下の理解でよいか。</p> <p>表面上も実質面でも証券会社が資金・株券の提供者となる一般信用取引については、証券会社はこれをグループ会社の関係にある金融商品取引業者の運営するPTSで行うことはできない。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	<p>4-4-2-1-2 イ. f. i) の“実質的な資金・株券の提供者とならない”という点に関しては以下の理解でよいか。</p>	<p>PTSにおける信用取引の具体的な取扱いにおいて、「当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者」になっていない、</p>

	<p>証券会社がそのグループ会社である金融商品取引業者の運営するPTSで信用取引を行った場合において、顧客の信用取引の結果により調達された資金・株券を、信用取引を行う顧客が必要とする資金・株券とネッティングした上で差額分を証券金融会社で調達することは、実質的にその証券会社が株券・資金を提供していることとなる。よってこうしたネッティングを行うことはできず、新規信用取引の買い、売り毎に証券金融会社から資金・株券を調達しなければならない。</p>	<p>と言えるか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、PTSを運営する金融商品取引業者（以下「PTS運営者」という）のグループ会社に当たる金融商品取引業者が、その顧客による当該PTSでの制度信用取引における売建玉（買建玉）と買建玉（売建玉）をネッティング（相殺）し、ネッティング後の資金・株券の差について証券金融会社から借り受けるといった取扱いが行われる場合、基本的には、当該取扱いにおいて、「当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者」になってはいないものと考えられます。</p>
4	<p>4-4-2-1-2 イ. f. i) の“実質的な資金・株券の提供者とならない”という点に関しては以下の理解でよいか。</p> <p>PTSを運営する金融商品取引業者をグループ会社とする証券会社の顧客がPTS制度信用取引を利用する場合において、その証券会社の顧客が取引所で行う信用取引の結果により調達された資金や株券を、当該金融商品取引業者のPTSで顧客が行う信用取引によって必要となる株券や資金に充てることは、実質的にその証券会社が資金や株券の提供者となっている形になる。（例えば資金に関して考えてみると、上述の形態はその証券会社が金融機関から調達した資金をPTSでの信用取引の貸金として充当している場合と同じ効果を持つ</p>	<p>PTSにおける信用取引の具体的な取扱いにおいて、「当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者」になっていない、と言えるか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、PTS運営者のグループ会社に当たる金融商品取引業者が、その顧客による当該PTSでの制度信用取引における売建玉（買建玉）と、金融商品取引所での制度信用取引における買建玉（売建玉）をネッティング（相殺）し、ネッティング後の資金・株券の差について証券金融会社から借り受けるといった取扱いが行われる場合、基本的には、当該取扱いにおいて、「当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・株券の提供者」になってはいないものと考えられます。</p>

	<p>ものとみることができる。) よって、取引所の信用取引から生じる資金・株券と当該金融商品取引業者の PTS での信用取引から生じるそれらはその証券会社の中で区分して管理する必要がある。</p>	
	<p>その他</p>	
5	<p>PTS における信用取引の解禁は日本市場全体の活性化につながるものと考えますが、日本証券業協会の PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正の実施日が株式等の決済期間の短縮化と同日の 2019 年 7 月 16 日に予定されております。株式等の決済期間の短縮化と同日より PTS 信用取引の解禁がされ、PTS 信用取引に関して何らかの障害が発生した場合、日本証券金融や日本証券クリアリング機構を含めて社会的に大きな問題となりかねないと危惧します。そのため、PTS 業者への信用取引の認可の時期については、決済期間短縮化の安定運用が確認できた後、例えば二回程度の月末処理を経た 2019 年 9 月以降とする、といったご配慮を頂けませんでしょうか。</p>	<p>PTS 運営者ではない者が PTS において信用取引を実際に取り扱おうとする場合であっても、金融商品取引法第 30 条第 1 項に基づく認可を受けなければならないほか、既存の PTS 運営者が PTS において信用取引を実際に取り扱うためには、金融商品取引法第 31 条第 6 項に基づく業務等の変更のための認可を受ける必要があります。</p> <p>このため、日本証券業協会の「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の改正の施行日が、株式等の決済期間の短縮化(いわゆる T+2)の実施日と同日であったからといって、PTS 運営者が同日から直ちに PTS における信用取引を実際に取り扱うことにはならないものと考えられます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、株式等の決済期間の短縮化は、2019 年 7 月 16 日に予定されているところですが、かかる短縮化に対応するべく、金融商品取引清算機関のほか多くの金融商品取引業者等が、証券取引に関するシステムの安定稼働に向け、その改修を行っているところです。PTS における信用取引を実際に取り扱うこととなる時期については、こうしたシステムの安定稼働の状況等も踏まえつつ、総合的に判断する</p>

		ものと考えます。
6	<p>私設取引システム（PTS）において禁止されている信用取引の取扱い開始について、意見させていただきます。</p> <p>現在は、「制度信用取引」と「一般信用取引」の枠組み以外の、いわゆる「空売り」が取引所とPTSで取扱いが可能となっていますが、銘柄ごとの「空売り」の残高が開示されていないため、信用取引と空売りの残高の合計が全くわからない状況で、個人投資家の多くは、信用取引の残高と空売りの残高を混同している場合が多いようです。この状況で、PTSの信用取引が行なわれた場合、投資家にとっては信用取引の利便性が高くなる一方で、株式市場における信用取引の残高と空売りの残高の合計値がわからないままPTSで信用取引を行なえることとなり、的確な投資判断を行なう事が出来ないのではないかと考え、PTSでの信用取引は時期尚早かと存じます。</p>	<p>空売りについては、公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定するものについては、金融商品取引法施行令第26条の5において、金融商品取引所の会員等は、金融商品取引所に対し、空売りを行った有価証券の残高情報を提供し、金融商品取引所は提供された残高情報を取りまとめ、その内容を公表する必要があると規定されています。</p> <p>上記を踏まえ、金融商品取引所は、一定の銘柄について、信用取引以外の空売りと信用取引による空売りを合算して、立会市場の取引時間終了後に公表しています。</p> <p>また、PTSでの信用取引についても、日本証券業協会の改正自主規制規則において、PTS信用取引の取扱いを行う金融商品取引業者に対し、PTS運営者にPTSでの信用取引の残高を報告することとし、PTS運営者は銘柄の残高を公表する旨規定されておりますので、ご指摘は当たらないと考えられます。</p>